

さいたま市議会 規則番号	さいたま市議会規則名	公布年月日
さいたま市議会 規則第1号	さいたま市議会会議規則の一部を改正する規則	令和3年3月19日

さいたま市議会規則第1号

さいたま市議会会議規則の一部を改正する規則

さいたま市議会会議規則（平成13年さいたま市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、<u>出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、議員は、出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、<u>出産その他の事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p>
<p style="text-align: center;">(欠席の届出)</p> <p>第84条 委員は、公務、疾病、<u>出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、委員は、出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前日から当該出産の予定日（委員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ委員長に届け出ることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">(欠席の届出)</p> <p>第84条 委員は、公務、疾病、<u>出産その他の事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p>
<p style="text-align: center;">(請願書の記載事項等)</p> <p>第130条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び<u>請願者の住所</u>（請願者が法人</p>	<p style="text-align: center;">(請願書の記載事項等)</p> <p>第130条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名</u>（法人の</p>

<p>の場合にあつては、その所在地及び名称) を記載し、<u>請願者</u> (請願者が法人の場合にあつては、その代表者) が署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>場合はその名称及び代表者の氏名) を記載し、<u>請願者が押印</u>をしなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p>
---	--

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。